

事業主殿

(一社)飯田労働基準協会長

『職長教育・安全衛生責任者教育(建設業向け)』の実施について

CPDS ポイントが付けられます!

労働安全衛生法第60条で、事業者はその事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務に就く職長、又は作業を直接指揮・監督する者に対し、厚生労働省令で定めるところにより安全又は衛生のための教育を行うことが義務付けられています。

職長教育ならびに建設業にかかわる安全衛生責任者教育については、それぞれ法令に定めた科目について講習を受けることとされていますが、職長教育及び安全衛生責任者教育を同時に受講すると重複する部分を省略することができ、かつ、職長教育と安全衛生責任者教育の両方を修了することができます。

この度、当協会では事業者に代って「職長教育・安全衛生責任者教育」を下記の日程で実施しますので、新たに職務につく職長、あるいは作業を直接指揮・監督する方は受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年10月23日(水)・24日(木)の2日間

午前8時30分から開講(8時10分から受付開始)10分前までにはお越し下さい。

2. 場 所 (一社)飯田労働基準協会 会館 (住所:飯田市羽場町3丁目2-4)

3. 受講料及びテキスト

| | | |
|--------|------------------|------------------------|
| ・受講料 | 会 員 | 12,100円 |
| | | (受講料11,000円、消費税1,100円) |
| | 上記以外の事業場(非会員) | 15,400円 |
| | | (受講料14,000円、消費税1,400円) |
| ・テキスト代 | 職長・安全衛生責任者教育テキスト | 2,376円 |
| | | (テキスト代2,160円、消費税216円) |

4. 申込み方法

※事前に講習の受付状況について確認をお願い致します。

① 「申込書」ページを切り取りA4サイズFAXにて当協会へ送付して下さい。

② 協会からFAXで受講票と受講料のお振込口座をお知らせいたします。
(受講者が集中した場合は次回(又は他協会)へ変更をお願いする場合があります。)

③ 受講票が届きましたら受け日より10日以内にお振込みをお願い致します。
振込手数料は貴社にてご負担をお願い申し上げます。

④ 貴事業場の経理システムにより定時払いとなっている場合は、その旨をご連絡願います。

⑤ 申込締切日:令和6年10月8日(火)受付分まで

⑥ 受講定員を42名とします。締切期日前でも受講者が定員に達したときには締め切らせて頂きます。

5. 受講科目・時間割・講師

| 時 間 | | 講 習 科 目 | 講 師 |
|-------|-----------------|--|--|
| 1 日 目 | 08 : 30～09 : 40 | オリエンテーション 1. 職長・安全衛生責任者の役割 第1節、第2節 | 労働安全 コンサルタント 多田労働安全コン サルタント事務所 多田 文博 氏 |
| | 09 : 50～10 : 50 | 2. 作業員に対する指導及び教育の方法 第1節、第2節 | |
| | 10 : 50～11 : 50 | 3. 危険性又は有害性等の調査と提言措置等 第1節:建設業のリスクアセスメント 第2節:建設業のリスクアセスメント実施 | |
| | 11 : 50～12 : 50 | 昼食 | |
| | 12 : 50～17 : 00 | 第3節:建設業労働安全衛生マネジメントシステム 第4節:作業手順書の作成とリスクアセスメント ・同上 (実技-1) | |
| 2 日 目 | 08 : 30～09 : 40 | 朝礼 (実技-2) 3. 危険性又は有害性等の調査と提言措置等 第5節、第6節 | |
| | 09 : 50～12 : 00 | 4. 職長・安全衛生責任者が行う安全施行サイクル 第1節、第2節、第3節 第4節:危険予知活動の方法 現地KY (実技-3) 第5節、第6節、第7節、第8節 | |
| | 12 : 00～13 : 00 | 昼食 | |
| | 13 : 00～13 : 50 | 4. 職長・安全衛生責任者が行う安全施行サイクル 第9節、第10節、第11節、第12節、 第13節 | |
| | 13 : 50～15 : 00 | 5. 関心の保持と創意工夫を引き出す方法 ⑤-1～10 第1節、第2節、第3節 | |
| | 15 : 10～17 : 00 | 6. 異常時、災害発生時における措置 ⑥-1～34 第1節、第2節、第3節 第4節:災害事例研究 (実技-4) | |
| | 17 : 00～ | 修了証交付等 | |

6. その他

- (1) 教育のカリキュラムを全て受講した者には「修了証」を交付します
- (2) 申込み受付後の取り消し・変更は10月15日(火)までとし、その後の取り消し及び受講当日の欠席者には、受講料の返還はできませんのでご注意ください。
- (3) 受講当日は、筆記用具(鉛筆・消しゴム等)を持参してください。
- (4) 受講申込書の氏名・住所・生年月日等は、受講者本人が必ず事前に確認してください。
- (5) 教育の区分 2日間とも全科目を受講してください。

7. CPDSポイント付与の対象講習

- (1) この講習はCPDSポイントを希望する方に、講習終了後受講証明書を協会が発行致します。希望される方は次ページ、希望「する」に○印を付けて下さい
- (2) ポイント付与を希望される方は受講初日に自身を証明できる顔写真付きの証明書(免許証・マイナカード等)を必ずご持参ください、初日受講受付時に確認いたします。

以上

FAX : (0265) - 22 - 6248

10/23.24 職長教育・安全衛生責任者教育受講「申込書」

| | | | | | |
|------------|--------|------------|--------|-----------|--|
| フリガナ 氏名 | | 協会名 | 飯田 | 受講 No. | |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 住所 | 〒 - | | | | |
| 職名 | | | | | |
| 該当に○印 | 会員・非会員 | CPDSポイント希望 | する・しない | | |

・上記のとおり記載しましたので申し込みします。

(一社) 飯田労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

事業場所在地

事業場名

代表者職氏名

TEL ()

FAX ()

申込担当者職・氏名

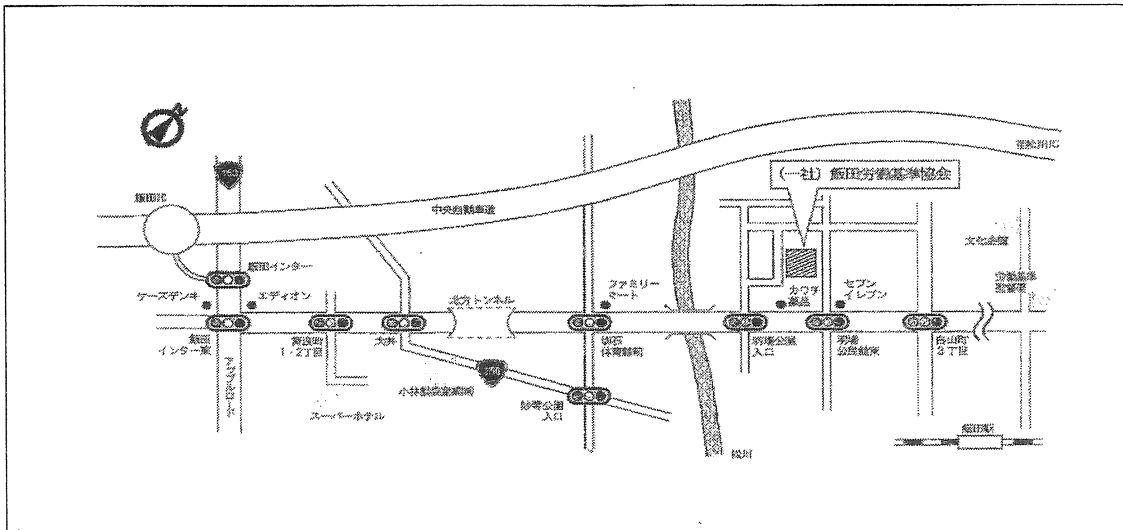
※ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

※希望される振込先金融機関に○印を付けて下さい、後日 受講票と共に振込先口座番号を記載し返信致します。

① 八十二銀行 飯田支店

② 飯田信用金庫 上飯田支店

会場案内図



(一社) 飯田労働基準協会会館 (住所：飯田市羽場町 3 丁目 2-4)

TEL 0 2 6 5 - 2 2 - 6 2 4 6

飯田 IC より車で約 15 分 飯田駅よりタクシーで約 5 分